

# 『これだけは知っておきたい』就学上の重要事項

## 1 進級基準について

次学年に進級できない人の基準は、次表のとおりです。

### A 平成 30 年度 1・2・3・4 年生

学 年	基 準	
	6 年制学科	4 年制学科
2 年次 への進級	1 年次の受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・欠点科目（以下、未修得科目と いう）が <b>7 単位</b> 以上の者	1 年次の受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・未修得科目が <b>11 単位</b> 以上の者
3 年次 への進級	2 年次までの受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・未修得科目が <b>5 単位</b> 以上の者	2 年次までの受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・未修得科目が <b>8 単位</b> 以上の者
4 年次 への進級	3 年次までの受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・未修得科目が <b>4.5 単位</b> 以上の 者	3 年次までの受講科目のうち ・失格科目を有する者 ・未修得科目が <b>6.5 単位</b> 以上の者
5 年次 への進級	4 年次までの受講科目のうち ・未修得科目が <b>2 単位</b> 以上の者 ・実務実習プレ教育が未修得の者 ・薬学共用試験不合格の者	

### B 平成 30 年度 5 年生

学 年	基 準	
	6 年制学科	
6 年次 への進級	5 年次までの受講科目のうち ・実務実習関係の未修得科目を有する者	

## 2 出席について

(1) 出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たないときは、出席時間数不足となり、当該科目の試験は、受けられません。(失格科目)

今年度から、新たな失格科目を有する学生は進級できません。(履修規程第4条2項)

(2) 出席時間数不足になる欠席回数の基準は、次のとおりです。

	10回授業の場合	13回授業の場合	15回授業の場合
半期科目	4回以上	5回以上	6回以上

(3) 病気やけがの場合でも欠席となります。「何回まで休める」と計算してズル休みをすると病気や思わぬけがなどで、たちまち出席時間数が不足することにもなります。

また、講義、試験にやむを得ず欠席する場合は、欠席届を教務課に提出するように決められています。

(4) インフルエンザ等、学校において予防すべき伝染病にかかり欠席した場合は、「公欠」となり、欠席回数には含めません。この場合、欠席届とともに診断書を教務課に提出する必要があります。

(5) 出席は web で確認できます。出席していたのに欠席になっている場合の修正期間は1か月以内です。科目担当の先生に修正してもらってください。

1か月以上経過した場合は修正できなくなります。

## 3 試験について

(1) 出席時間数不足のほか、試験を受けることができない場合は、次のとおりです。

ア 受験の3日前までにその期までの授業料等の納入金を納入していないとき。

イ 遅刻者(原則として遅刻者は、試験を受けることができない。)

ウ 学生証または仮学生証を所持していないとき。

(2) 不正行為(カンニング等)の場合の処置は、次のとおりです。

当該科目および当該科目が実施されている学期(前期または後期)中において受験したすべての科目の成績を0点とします。

また、当該学期中の未受験科目の受験資格をすべて失い、進級もできません。

なお、不正行為があったことを保護者にも連絡します。

## 4 掲示板について

休講、補講、定期試験等に関する連絡事項は、緊急時には一斉メールでも連絡しますが、原則としてすべて教務の掲示板(研究実習棟B・C棟間の入口およびB棟通路の掲示板)に掲示します。見落としたことによる不具合の責任は学生さん本人にかかっていますから、毎日、登下校時、必ず掲示板を確認してください。(自分の学年とともに全学年共通の掲示場所を確認してください。)